

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(二件)

保健医の登録

土地改良法による換地処分(二件)

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定(二件)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示

選挙管理委員会の退職の承認

選挙管理委員の補欠

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示

遊技機の型式の認定

◇ 公 告

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による刈地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年四月二十三日現在の地番による。)
大字刈地字寺ノナル	大字刈地字寺ノナルのうち三五二の二、三五九の一から三五九の四まで、三六〇、三六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字下タハン	大字刈地字下タハンのうち三七〇の三、三七二、三七三、三七五の二、三七六の一、三七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字御堂ノ上	大字刈地字御堂ノ上のうち三七七の一、三七七の二、三七八、三七九の一、三七九の二、三八〇、三八〇の一、三八一、三八三、三八六の二、三八六の三、三八七、三八九、三九一から三九四まで、三九五の一、三九六から三九九まで、四〇〇の一から四〇〇の四まで、四〇二から四〇四まで、四〇六の一、四〇六の二、四〇七の一、四〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字刈地字山崎

大字刈地字寺ノナル三五二の二、三五九の二から三五九の四まで、三六〇、三六一の二及びこれらと一体をなす国有地

大字刈地字下タハン三七〇の三、三七二、三七三、三七五の二、三七六の二、三七六の二及びこれらと一体をなす国有地

大字刈地字御堂ノ上三七七の二、三七七の二、三七八、三七九の二、三七九の二、三八〇、三八〇の二、三八一、三八一、三八三、三八六の二、三八六の三、三八七、三八九、三九一から三九四まで、三九五の二、三九六から三九九まで、四〇〇の二から四〇〇の四まで、四〇二から四〇四まで、四〇六の二、四〇六の二、四〇七の二、四〇七の二及びこれらと一体をなす国有地

大字刈地字山崎の全域

大字刈地字横走り五〇八の四

大字刈地字木屋ノ尾五一四の二、五一四の三、五一五の三、五二四の二、五二四の三

大字大井字上才ノ畝七から一二まで、一二の一、一三、一四の二から一四の七まで、一五の二から一五の四まで、一六から一九まで、一九の二、二〇、二〇の二、二〇の二、二一、二二から二九まで、三〇の二、三一の二、三一の六、三一の八から三一の一五まで、三二の二、三三の二から三三の四まで、三四の二、三五の二、三五の二、三六の二、三七、三七の二、三七の二、三八、三八の二、三九の二、四〇、四一、四二の二、四三、四三、四四、四四の一、四四の二、四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大井字下才ノ又四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四八の二と一体をなす国有地の一部

大字大井字ホウニン四〇二の一八五、四〇二の二五四から四〇二の二六〇まで

大字刈地字横走

大字刈地字横走のうち五〇八の四以外の区域

大字刈地字木屋ノ尾

大字刈地字木屋ノ尾のうち五一四の二、五一四の三、五一五の三、五二四の二、五二四の三以外の区域

大字大井字上才ノ畝

大字大井字上才ノ畝のうち七から一二まで、一二の一、一三、一四の二から一四の七まで、一五の二から一五の四まで、一六から一九まで、一九の二、二〇、二〇の二、二〇の二、二一、二二から二九まで、三〇の二、三一の二、三一の二、三一の六、三一の八から三一の一五まで、三二の二、三三の二、三三の二から三三の四まで、三四の二、三五の二、三五の二、三六の二、三七、三七の二、三七の二、三八、三八の二、三九の二、四〇から四二まで、四二の二、四三、四四、四四の二から四四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字大井字下才ノ畝

大字大井字上才ノ畝四二の一部、四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大井字下才ノ畝のうち四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字大井字ホウニン四〇二の六、四〇二の七、四〇二の九から四〇二の一二まで、四〇二の一四、四〇二の一五、四〇二の二六、四〇二の一八〇、四〇二の二四八から四〇二の二五三まで

大字大井字ホウニン

大字大井字ホウニンのうち四〇二の六、四〇二の七、四〇二の九から四〇二の一二まで、四〇二の一四、四〇二の一五、四〇二の二六、四〇二の一八〇、四〇二の一八五、四〇二の二四八から四〇二の二六〇まで以外の区域

鳥取県告示第九百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三徳地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十一年一月十日現在の地番による。）</p>
<p>大字片柴字増野</p>	<p>大字片柴字増野のうち一三七九の一、一三八〇、一三八一、一三八二の一部、一三八三の一部、一三八四の一の一部、一三八五の一部、一三八六の一の一部、一四三四の一の一部、一四三五の一の一部、一四三五の二、一四三六及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字片柴字家ノ上一四四五の三</p>
<p>大字片柴字家ノ上</p>	<p>大字片柴字家ノ上のうち一四四五の三以外の区域</p>
<p>大字片柴字後口</p>	<p>大字片柴字後口谷のうち一五四五の二以外の区域</p>
<p>大字片柴字瀬助</p>	<p>大字片柴字瀬助谷のうち一五六三の二以外の区域</p>
<p>大字片柴字小栗谷</p>	<p>大字片柴字小栗谷のうち一五六四の二以外の区域</p>

<p>大字片柴字大谷</p>	<p>大字片柴字後口谷一五四五の二 大字片柴字瀬助谷一五六三の二 大字片柴字小栗谷一五六四の二 大字片柴字大谷口のうち一五六六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五六六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字片柴字谷尻一六八三の四の一部、一六八三の五、一六八五の一部、一六八七の一部、一六八八の二の一部、一六八九の二の一部、一六八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字古観音一七二五の一部、一七二六の一部、一七二七、一七二八の一部、一七三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字谷尻</p>	<p>大字片柴字増野一三七九の一、一三八〇、一三八一、一三八二の一部、一三八三の一部、一三八四の一の一部、一三八五の一部、一三八六の一の一部、一四三四の一の一部、一四三五の一の一部、一四三五の二、一四三六及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三七と一体をなす国有地の一部 大字片柴字谷尻のうち一六八三の四の一部、一六八三の五、一六八五の一部、一六八七の一部、一六八八の二の一部、一六八九の二の一部、一六八九の二の一部、一七〇一の一部、一七〇二の一部、一七〇三、一七〇四の一部、一七〇五の一部、一七〇六から一七〇八まで、一七二二から一七二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字古観音一七二三から一七二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字古観音</p>	<p>大字片柴字大谷口一五六六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五六六と一体をなす国有地の一部 大字片柴字谷尻一七〇一の一部、一七〇二の一部、一七〇</p>

<p>大字片柴字宮白谷</p>	<p>三、一七〇四の一部、一七〇五の一部、一七〇六から一七〇八まで、一七一二から一七二四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字古観音のうち一七二三の一部、一七二四の一部、一七二五、一七二六の一部、一七二七、一七二八の一部、一七三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字宮白谷一七六四の二及びこれと一体をなす国有地並びに一七六四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字片柴字机田</p>	<p>大字片柴字宮白谷のうち一七六四の二及びこれと一体をなす国有地並びに一七六四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字片柴字机田のうち二六八の二、二六九の二、二七〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七、二六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字片柴字木焼平</p>	<p>大字片柴字木焼平のうち三六二の二以外の区域 大字片柴字机田二六八の二、二六九の二、二七〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七、二六八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字片柴字上粥餅</p>	<p>大字片柴字木焼平三六二の二の一部 大字片柴字上粥餅のうち三七二の一の一部、三七三、三七四、三七五の一部、三七六の一、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字片柴字夏根</p>	<p>大字片柴字夏根口三七八の二 大字片柴字夏根口三七八の二以外の区域</p>

<p>大字片柴字三反田</p>	<p>らと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字小夏根四二六の三、四二九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字下粥餅</p>	<p>大字片柴字木焼平三六二の二の一部 大字片柴字上粥餅三七二の一の一部、三七三、三七四、三七五の一部、三七六の一、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七二の一と一体をなす国有地の一部 大字片柴字下粥餅の全域</p>
<p>大字片柴字高下前</p>	<p>大字片柴字高下前の全域 大字片柴字梅塚五四三の一部、五四五の一部、五四六の一部、五四六の二の一部、五五六の一部、五五七の一部、五五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字梅塚</p>	<p>大字片柴字梅塚のうち五四三の一部、五四五の一部、五四六の一部、五四六の二の一部、五五六の一部、五五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字五反田一〇五一の一、一〇五二の一、一〇五二の二、一〇五二の五、一〇五四、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五七、一〇五八の一、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六一、一〇六二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字片柴字五反田</p>	<p>大字片柴字五反田のうち一〇五一の一、一〇五二の一、一〇五二の二、一〇五二の五、一〇五四、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五七、一〇五八の一、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六一、一〇六二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字片柴字荒滝</p>	<p>大字片柴字荒滝のうち九七五の一部、九七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字天満九七七の一部、九七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字天満</p>	<p>大字片柴字荒滝九七五の一部、九七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字天満のうち九七七の一部、九七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字片柴字土向</p>	<p>大字片柴字土向のうち一〇七五の一部、一〇七六の一部、一〇八四の一部、一〇八九の一部、一〇九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字片柴字中向一〇九八の一部、一〇九八の二、一〇九九、一一〇〇の一部、一一〇〇の二、一一〇一の一部、一一〇二の一部、一一〇二の二、一一〇三の一部、一一〇三の二、一一〇四の一部、一一〇四の二、一一〇五の一部、一一〇五の二、一一〇六、一一〇七の二の一部、一一〇八の一部、一一〇九の一部、一一一〇の一部、一一一二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字ホケガナル一一六六の三 大字坂本字下入町一九二三の一部、一九二四の一部、一九二四の二の一部、一九二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂本字妙見谷一九二九の一部、一九二九の二の一部</p>
<p>大字片柴字中向</p>	<p>大字片柴字中向のうち一〇九八の一部、一〇九八の二、一〇九九、一一〇〇の二の一部、一一〇〇の二、一一〇一の一部、一一〇二の一部、一一〇二の二、一一〇三の一部、一一〇三の二、一一〇四の一部、一一〇四の二、一一〇五の一部、一一〇五の二、一一〇六、一一〇七の二の一部、一一〇八の一部、一一〇九の一部、一一一〇の一部、一一一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字片柴字ホケガナル</p>	<p>一一〇三の二、一一〇四の一、一一〇四の二、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六、一一〇七の二の一部、一一〇八の一部、一一〇九の一部、一一一〇の一部、一一一一の一部、一一一九の一部、一一二〇の一部、一一二一の一部、一一二三の一部、一一二四、一一二五、一一二六の一部、一一二六の二、一一二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字片柴字下向一二四四の一部、一二四五の一部</p>
<p>大字片柴字下向</p>	<p>大字片柴字中向一一一九の一部、一一二〇の一部、一一二一の一部、一一二三の一部、一二二四、一二二五、一二二六の一部、一二二六の二、一二二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字ホケガナル一二二一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字片柴字下向のうち一二四四の一部、一二四五の一部以外の区域</p>
<p>大字片柴字沖ノ戸</p>	<p>大字坂本字沖ノ戸の全域 大字片柴字五反田一〇六一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字坂本字市ノ瀬</p>	<p>大字坂本字市ノ瀬のうち一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三徳字一の瀬一四六〇の二から一四六〇の六までの一部、一四六〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字坂本字橋ノ上</p>	<p>大字坂本字橋ノ上のうち二二、二四から二六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字坂本字馬場五二の二、五九の一、六〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字坂本字馬場ノ上二二、二四から二六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字坂本字馬場のうち五二の二、五九の一、六〇の一、六八の一部、六九の一部、七二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂本字大岸一六六〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字坂本市田の全域 大字坂本字大岸一六五八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一六五五、一六五六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字坂本字前垣のうち一六五〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字坂本字大岸一六五二の一部、一六五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字坂本字馬場六八の一部、六九の一部、七二及びこれらと一体をなす国有地 大字坂本字大岸のうち一六五二の一部、一六五八の二の一部、一六五八の二の一部、一六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地有並びに一六五五、一六五六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字坂本字前垣一六五〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字坂本字赤松のうち一六八一の一の一部、一六八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八三の二</p>
<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三徳字馬場一五九二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字坂本字高下平のうち六〇五の一の一部、六〇六の三、六〇七の二、六〇八の一の一部、六〇八の三、六〇八の四の一部、六〇八の五の一部、六一六の一の一部、六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂本字菅町七二二の一部、七二三の一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二、七二五、七二六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字坂本字大畑のうち六二三の二、六二四、六二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字坂本字高下平六〇五の一の一部、六〇六の三、六〇七の二、六〇八の一の一部、六〇八の三、六〇八の四の一部、六〇八の五の一部、六一六の一の一部、六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂本字大畑六二三の二、六二四、六二五及びこれらと一体をなす国有地 大字坂本字菅町のうち七二二の一部、七二三の一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二、七二五、七二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字坂本字丹波屋敷のうち一〇五五から一〇六三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字坂本字神田のうち一二二〇の二の一部、一二二二の一部、一二二二の二の一部、一二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂本字上逸散原一二三五の二の一部、一二三五の二の一部、一二三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字坂本字上逸 散原</p>	<p>大字坂本字上逸散原のうち一二三四の一部、一二三五の一部、一二三五の二の一部、一二三六の一部、一二四二の一部、一二四三の一部、一二四五の一部、一二四六の一部、一二五六から一二五八までの一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字坂本字下逸散原一二六五から一二六七までの一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字烏帽子岩一二二八の一部、一三二九の一部、一三三〇の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p>
<p>大字坂本字下逸 散原</p>	<p>大字坂本字下逸散原のうち一二六五から一二六七までの一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字坂本字烏帽子岩一二二七の三の一部、一三二八の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一二二二の一と一体をなす国所有地の一部</p>
<p>大字坂本字山崎</p>	<p>大字坂本字山崎のうち一三〇八の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一三〇七と一体をなす国所有地の一部以外の区域 大字坂本字烏帽子岩一三四二の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字中嶋一三〇四の二、一九一七の三及びこれらと一体をなす国所有地</p>
<p>大字坂本字中嶋</p>	<p>大字坂本字中嶋のうち一三〇四の二、一九一七の三及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>
<p>大字坂本字烏帽子岩</p>	<p>大字坂本字上逸散原一二五六から一二五八までの一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字山崎一三〇八の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一三〇七と一体をなす国所有地の一部 大字坂本字烏帽子岩のうち一三二七の三の一部、一三二八</p>

<p>大字坂本字砂休</p>	<p>から一三三〇までの一部、一三四二の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一三二二の一と一体をなす国所有地以外の区域 大字坂本字砂休一三五〇の一部、一三五一の一部、一三五五の二の一部、一三五五の二の一部、一三五六の一、一三五七、一三五九の二の一部、一三六〇の一部、一三六三の一部、一三六四の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p>
<p>大字坂本字才ノ前</p>	<p>大字坂本字上逸散原一二三四の一部、一二三五の一の一部、一二四二の一部、一二四三の一部、一二四五の一部、一二四六の一部、一二五六の一部、一二五七の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字砂休のうち一三五〇の一部、一三五一の一部、一三五五の二の一部、一三五五の二の一部、一三五六の一の一部、一三五七、一三五九の二の一部、一三六〇の一部、一三六三の一部、一三六四の一部、一三六六の一部、一三六七の一部、一三七七の一部、一三七八の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字坂本字才ノ前一三九七の四と一体をなす国所有地の一部</p>
<p>大字坂本字丹波屋敷</p>	<p>大字坂本字丹波屋敷一〇五九の一部、一〇六〇の一部、一〇六一から一〇六三まで及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字神田一二二〇の二の一部、一二二二の一部、一二二二の二の一部、一二三三の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字上逸散原一二三四の一部、一二三五の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字砂休一三六六の一部、一三六七の一部、一三七七の一部、一三七八の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字坂本字才ノ前の一四一〇の一の一部及び一三八五、一三八六、一三八七の一、一三九七の四と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>

<p>大字坂本字川ノ上</p> <p>大字坂本字丹波屋敷一〇五五から一〇五八まで、一〇五九の一部、一〇六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字坂本字オノ前一四一〇の二の一部及び一三八五、一三八六、一三八七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字坂本字川ノ上の全域</p> <p>大字坂本字大菩薩一七八三の二、一七八四</p>	<p>大字坂本字大菩薩</p> <p>大字坂本字大菩薩のうち一七八三の二、一七八四以外の区域</p>	<p>大字坂本字フケ河原</p> <p>大字坂本字フケ河原の全域</p> <p>大字坂本字上入町一八九八、一八九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字坂本字上入町</p> <p>大字坂本字上入町のうち一八九八、一八九九の一部、一九〇四から一九〇六までの一部、一九〇七、一九〇八の一部、一九〇九、一九一〇の一部、一九一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字坂本字妙見谷一九二九の二の一部</p>	<p>大字坂本字下入町</p> <p>大字坂本字上入町一九〇四から一九〇六までの一部、一九〇七、一九〇八の一部、一九〇九、一九一〇の一部、一九一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂本字下入町一九二二の二、一九二二の二、一九二二の二、一九二二の二、一九二二の二、一九二四の二の一部、一九二四の二の一部、一九二五の二の一部、一九二五の二の一部、一九二六から一九二八まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂本字妙見谷一九二九の二の一部、一九二九の二の一部</p> <p>大字片柴字上向一〇七五の一部、一〇七六の一部、一〇八</p>
<p>大字坂本字妙見谷</p> <p>四の一部、一〇八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三徳字一ノ瀬頭</p> <p>大字坂本字妙見谷のうち一九二九の二の一部、一九二九の二の一部以外の区域</p> <p>大字片柴字上向一〇九一の一部</p>	<p>大字三徳字一ノ瀬頭</p> <p>大字三徳字一ノ瀬頭のうち一四六〇の二から一四六〇の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三徳字一ノ瀬頭</p> <p>大字三徳字一ノ瀬頭一四六〇の二から一四六〇の六までの一部、一四六〇の七、一四六〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三徳字一ノ瀬の全域</p> <p>大字坂本字市ノ瀬一の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字三徳字馬場頭</p> <p>大字三徳字馬場頭のうち一五二〇の二、一五二〇の三、一五二一の二、一五二一の三、一五二二の二から一五二三の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三徳字馬場のうち一九二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字坂本字橋ノ上二〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字坂本字赤松一六八一の二の一部、一六八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八三の二と一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第九百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上 田 かおる	鳥医第三、四七八号	昭和六十一年十月十五日

鳥取県告示第九百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業に係る刈地地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る三徳地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市称宜谷字瀧ノ谷三〇九、字家ノ奥三一、三二二の一、三二

三の二、三一四、三一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字大杉字三郎谷八八三の一（次の図に示す部分に限る。）、字朽谷八八四の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字三郎谷八八三の一・字朽谷八八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町吉定字冠岩ノ一 一九四、一九五、一九七、字冠岩一

九八、一九九、口別所字草田二一七、二二二、二三〇

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町三土字山藁谷ノ五 五六六から五七〇まで、字山藁谷ノ二 五八〇、日南町宮内字小熊井谷一 一五五の一、一 一五六の一、字堂ノ上一 三六七の一、字場床山一 三六八、新屋字内方奥八九から九一まで、九三から九八まで、字下モ東願寺二〇〇、二〇二から二〇四まで、字木並谷八七、八八の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

五 1 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字上野九九二、九九五、九九七、九九八、九九九の一、九九九の二、一〇〇一の二、一〇〇二の二から一〇〇二の四まで、青谷町大字吉川字ナメラ三四二から三四四まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 1 保安林予定森林の所在場所

米子市観音寺字戸上山五八、五九、六〇の一、六〇の二、六〇内一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

七 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町小原字大鉄穴四九四、五〇〇、五〇二、五〇六、字大矢戸原五五四、五六六、日南町多里字上町上エ側二四二の三、二四六、町上エ側八八六、八八七の一、八八七の二、八八八から八九〇まで、字古市陰地八九一の三

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の一三〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山内湯頭一一四九の二九（次の図に示す部
分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和六十一年十一月二十七日から施行する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の米子信用金庫の項中

弓ヶ浜支店	米子市夜見町
米原支店	米子市米原

弓ヶ浜支店	米子市夜見町
-------	--------

に改める。

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十五条第一項の規定に基づき、選挙管理委員会の委員長の退職の承認をしたので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 面 谷 規 夫

一 退職した委員長の住所及び氏名

鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄

二 退職した年月日

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十五条第二項の規定に基づき、選挙管理委員の退職の承認をしたので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 面 谷 規 夫

一 退職した選挙管理委員の住所及び氏名

鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄

二 退職した年月日

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十二条第三項の規定に基づき、次の者を選挙管理委員に補欠したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により、告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 面 谷 規 夫

住 所 氏 名

八頭郡若桜町大字来見野五六九 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十五号

昭和六十一年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 面 谷 規 夫

- 一 日時 昭和六十一年十一月二十八日(金)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取県選挙管理委員会の委員長の選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
	スラッガー		マルホン工業株式会社
	ビクトリーパート五		
	クリエイト		

ぱちんこ遊技機

シティウイング	平和工業株式会社
タイムトラベル	
コスモチャンピオン	株式会社ソフィア
ミスターコメディーP 一二	
キングタンクIV	株式会社大一商會
ハイ・パニックIII	株式会社三洋物産

公 告

昭和61年10月19日に実施した昭和61年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和61年11月25日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

野村 美知博	織田 泰生	山田 和義
中村 紀三夫	村田 眞雄	松田 孝二
河崎 讓二	荒田 英毅	渡邊 孝一
倉通 青木	修身	高田 一広

洋生	喜宏	廣則	要昇也	賢治	成
孝茂	孝貞	彰	徹	栄達	
崎好	内村	崎倉	口門	岡本	
尾三	竹中	金朝	谷神	栗藤	久保松
行俊	彦雄	巧	江美子	信之	利次
雅隆	和辰	江鈴	信勝	敬	嘉
川川	村添	本堀	藤本	口	長谷川
守矢	入上	井手	杉村	角伊	寺入
宏博	夫子	俊美	収男	輔	寿浩
遵	康誓	倫正	富修	律	栄淳
戸下	本田	田垣	田立	井田	口
井山	森	敦音	岩金	足向	石池
					森田